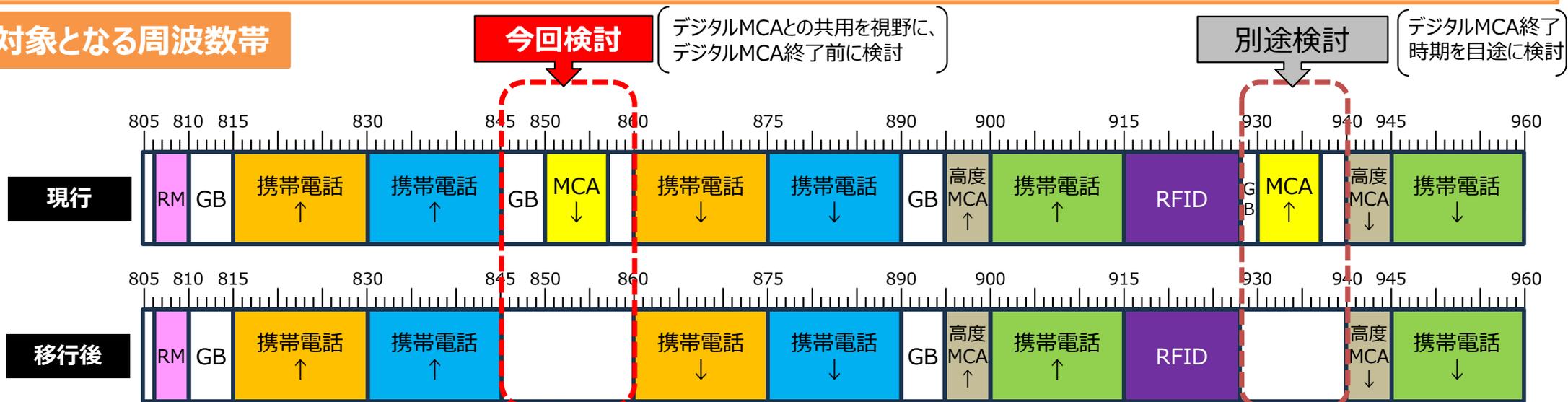


改正の背景

改正の背景

- 平成6年に導入されたデジタルMCAシステムは、数十km程度の比較的大きい通信エリアをカバーする自営用無線通信システムとして、様々な業務分野における業務連絡や車両情報管理、民間や国・地方公共団体等におけるBCP対策等に利用されてきた一方、第二世代携帯電話相当の技術が使用されており、保守や維持管理の継続が困難となった等の理由から、令和11年5月末でのサービス終了が公表されている。
- デジタルMCAサービス終了後に生じる空き周波数帯（845～860MHz及び928～940MHz）の利用については、新たな無線システムの技術的条件等の検討に資するため、令和元年度に「900MHz帯を使用する新たな無線利用に係る調査」が行われ、800MHz帯に3システム、900MHz帯に5システム、計6システムの提案（うち2システムは両帯域に提案）があった。
- これらの提案に対して、令和2年度及び令和3年度に実施された周波数共用検討等のための調査検討の結果、800MHz帯に提案された3システムについて、デジタルMCAサービス期間中を含めた新たな無線利用の可能性が示された。（うち1システムは、現時点での導入が未定のため取り下げ。）
- このような状況を踏まえ、800MHz帯を使用する広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に必要な技術的条件について検討を行い、令和7年10月20日に情報通信審議会からの一部答申を受けたことから、今般、当該システムの技術基準等を策定するため、関係規定の整備を行う。

対象となる周波数帯



900MHz帯については、今後のデジタルMCAのユーザ移行状況や新たな技術の開発、提案システムの要望の変化などを見極めつつ、別途検討を行う。